

令和7年2月17日

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会
会 長 中島 智人 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

令和8年度事業実施分協働事業負担金の「課題」の設定
について（諮問）

標記について、かながわボランティア活動推進基金21条例第8条第1号の規定に基づき諮問します。

問合せ先
NPO協働推進課
NPO支援グループ 高橋
電話 045-210-3703

令和 8 年度事業実施 提案課題一覧

No.	課 題 名	趣 旨	提案所属
1	共生の場の 創出 による地域共生 社会の実現	＜現状＞ 平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。 このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、様々な取組を実施している。 ＜課題＞ 障がいがあって外出が難しい方は、地域での居場所が限られており、地域住民と日常生活で接する機会が少なく、地域住民が地域で生活している障がい者を知らないことが多いという課題がある。 障がい者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境を整備し、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会を実現するには、意識の壁をなくし、障がい者と関わりながら共生社会を体感できる「ごちゃまぜの場」を創出する必要がある。 これらの社会課題を解決に向け取組を実施している団体と協働することにより、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づく地域共生社会の実現を図って行く。 ＜想定する事業・取組の例＞ ・障がい者も参加しやすいごちゃまぜの居場所づくり ・インクルーシブイベントの開催	共 生 推 進 本部室

2	民間賃貸住宅の 空き家・空き室 を活用した支援 付き住宅による 居住支援の環境 整備	＜現状＞ 高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保に特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）は、民間賃貸住宅への入居時に孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、賃貸人に拒否感を持たれていることが多く、要配慮者が安心して暮らせる住宅の確保が求められている。一方で、住宅ストックの状況としては、公的賃貸住宅では、大幅な増加は見込まれず、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にある。 こうした中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、「改正法」という。）が令和6年6月に改正され、賃貸人の拒否感を軽減するため、入居後の生活支援等を行う居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ等を行う住宅（居住サポート住宅）について、地方公共団体が認定する制度が創設された（改正法は令和7年10月に施行予定となっている。）。 ＜課題＞ 民間賃貸住宅の空き家・空き室を有効活用し、要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保を実現するためには、入居後の生活支援等のサポートが附帯された住まいが必要であり、専門的な知識を有したボランティア団体等との連携が不可欠である。 そこで、知識と経験のあるボランティア団体等との協働により、生活支援等が附帯された住まいについてのモデル的な取組として実施することで、賃貸人である住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を構築するとともに、要配慮者の居住の安定を図る必要がある。この取組を踏まえ、改正法に基づく居住サポート住宅の普及にもつなげていく。 ＜想定する事業・取組の例＞ ・民間賃貸住宅等のサブリース又は自ら所有する住宅の賃貸借により住宅の提供を行いつつ、入居後の要配慮者に対して、安否確認や見守りを行うほか、入居者の心身等の状況に応じて福祉サービスにつなぐ等の取組（及び当該取組の本格実施につなげるために行う取組）を実施する。 ・県は、モデル事業の成果について、事業の仕組みを、県居住支援協議会を通じ、ビジネスモデルとして普及させるとともに、空き家・空き室を持つ所有者へ周知を行う。	住宅計画課
---	---	--	-------